

# NAGASAKI

## 子どもの夢応援 ガイドブック



さまざまな支援を知ることで、  
開かれる子どもの未来があります。



## はじめに

本県では、すべての子どもたちが、夢と希望を持って、すこやかに成長できる社会の実現を目指し、子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることはないう、子育てや貧困をご家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、さまざまな支援を行っています。

このガイドブックは、子育て中の保護者や児童生徒のみなさまに、広く支援制度を知っていただくために作成しました。

支援制度については、毎年、見直しが行われており、特に、教育については、ここ数年で、大幅に拡充されています。

まず、幼児期では、幼稚園や保育所などの利用料の負担軽減を目的として、2019年10月から「幼児教育・保育の無償化」が開始されました。

また、高校期では、これまでの公立高校での授業料の実質無償化に加え、2020年4月からは、私立高校の授業料の支援が大幅に拡充されました。

さらに、大学などの高等教育期への支援として、2020年4月から「高等教育の



# NAGASAKI こどもの夢応援 ガイドブック



「修学支援新制度(無償化)」が開始されました。

新制度では、所得が低い世帯(住民税非課税世帯とそれに準じる世帯)においても、しっかりととした進路への意識や進学意欲があれば、ご家庭の経済状況にかかわらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できることを目的として、入学金・授業料の免除や、返済不要の給付型奨学金(生活費)の支援を受けることができます。

そのほかにも、子育て中には、生活を支えてくれる各種手当や貸付金をはじめ、さまざまな支援制度があります。

子どもたちが、こうした制度を知ることなく、将来の選択肢を狭めてしまうことがないよう、しっかりと支援していきたいと考えています。

みなさまには、このガイドブックをご活用いただき、多くの選択肢のなかで、大切な進路を決めていただきたいと願っています。

## もくじ

## Contents

はじめに・もくじ	P1
支援の4つの柱	P3
主な支援制度のご紹介	P4
1.教育の支援	P5
2.生活の支援	P6
3.保護者の就労支援	P7
4.経済的支援	P8
主な相談窓口(行政関係)	P9
ガイドブック【全体版】QRコード	P10



# 支援の4つの柱

県では、すべての子どもたちが夢や希望を持って、すこやかに成長できる社会の実現を目指し、4つの柱「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」に沿って、さまざまな支援を行っています。

4つの柱のもと、  
子どもたちの**夢**を応援します!

1

教育の支援



4

経済的支援



2

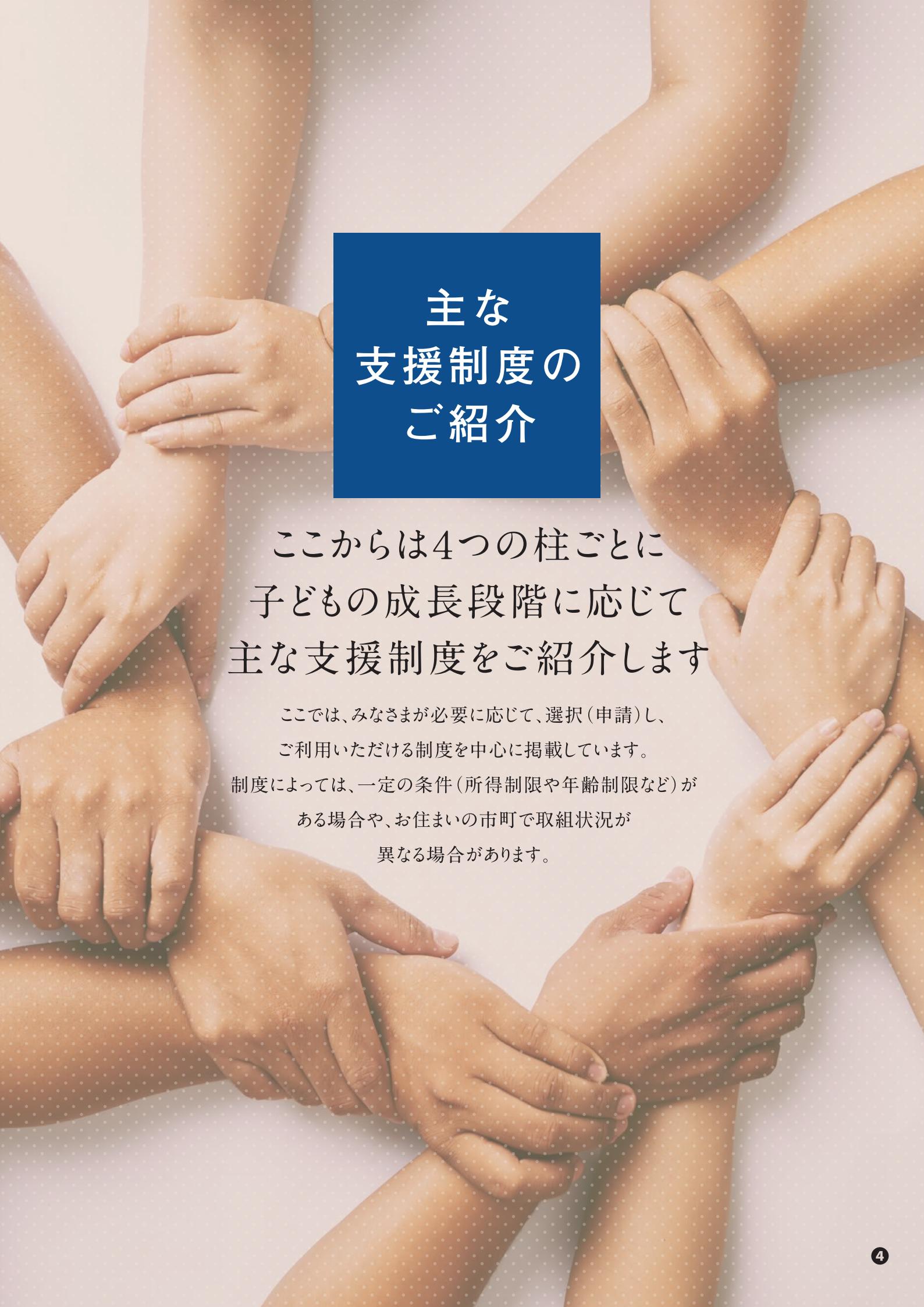
生活の支援



3

保護者の  
就労支援





## 主な 支援制度の ご紹介

ここからは4つの柱ごとに  
子どもの成長段階に応じて  
主な支援制度をご紹介します

ここでは、みなさまが必要に応じて、選択(申請)し、  
ご利用いただける制度を中心に掲載しています。  
制度によっては、一定の条件(所得制限や年齢制限など)が  
ある場合や、お住まいの市町で取組状況が  
異なる場合があります。

## 1

# 教育の支援

ご家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、乳幼児期から高等教育期までさまざまな教育の支援を行っています。



乳幼児

小学生

中学生

高校生等

大学生等

## ◆教育費の負担軽減

### ① 幼児教育・保育の無償化

幼稚園・保育所・認定こども園等の『利用料』について、3歳～5歳児クラスが無料になります。

**低所得世帯**(住民税非課税世帯)は、0歳～2歳児クラスも対象。

### ② 義務教育の就学援助制度

小中学校に通う**低所得世帯**(生活保護やそれに準ずる程度に困窮している保護者)を対象に、『学用品費』『通学費』『給食費』『医療費』などの補助を行っています。

県内では**約2割**のご家庭が利用しています。

### ③ 特別支援教育の就学奨励制度

特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級などへ通う障害のある生徒等の保護者を対象に『学用品費』『通学費』『給食費』『医療費』などの補助を行っています。

### ④ 高校授業料の支援 (就学支援金)

国による『授業料』の支援の仕組みで全国の**約8割**の生徒が利用しています。

### ⑤ 奨学給付金

**低所得世帯**(生活保護世帯、住民税非課税世帯)の授業料以外の教育費(教科書費・教材費など)を支援しています。

### ⑥ 高等教育の無償化 (修学支援新制度)

**低所得世帯**(住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯)の学生を対象に、大学、短大、高等専門学校(4・5年生)、専門学校での学びへの支援が拡充されています。

- 授業料の免除・減額
- 入学金の免除・減額
- 給付型奨学金の対象者や支給額拡充

### ⑥ 遠距離通学費の補助

### ⑦ 家計急変の支援

### ⑧ 学び直しの支援

### ⑧ 生活保護制度

教育扶助、高等学校等就学費、進学準備給付金の支援が受けられます。

## ◆学費の支援

### ⑩ 公的な奨学金制度

- 学生に授業料や生活費を給付(もらえる)または貸与(卒業後かえす)するもの。
- 貸与でも無利息か、教育ローンより利率が低い。
- 入学してから振り込まれることが多い。
- 返済は卒業後(子どもが返済)。

### 長崎県育英会の奨学金

### 日本学生支援機構の奨学金

### 学校独自の奨学金

### 市町独自の奨学金

### 民間団体が行う奨学金

### 母子父子福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)

### 生活福祉資金貸付金(教育支援資金)

### 看護職員・介護福祉士・保育士を目指す学生への修学資金

### ⑪ 国の教育ローン

- 保護者が金融機関から借り入れるもの。
- 入学前からまとったお金を借りられるが利率が奨学金より高い。
- 返済は借りた翌月から(保護者が返済)。

### 国・公的の教育ローン(日本政策金融公庫)

※在学中は利息のみの返済も可能

### ⑫ 奨学金返済の支援

対象業種の県内企業に一定期間就業した場合や、県内定住された方などに対し、奨学金返済を支援。

### 県産業人材育成奨学金返済アシスト事業

### 市町の返済支援制度等

## ◆学習の支援

### ⑬ 子どもの学習・生活支援事業(生活困窮世帯・ひとり親世帯)

# 生活の支援

保護者のみなさまが安心して子育てできるよう、妊娠・出産から子育てまで、ご家庭の状況に応じて、切れ目のない生活の支援を行っています。



妊娠・出産 > 乳幼児 > 小学生 > 中学生 > 高校生等 > 大学生等

## ◆子育ての支援

| 妊娠・出産・産後をサポートしてほしい

⑭母子保健サービス

| 地域で気軽に親子の交流や子育ての相談がしたい

⑮地域子育て支援拠点

⑯ひとり親家庭等生活向上事業

| 子どもを預かってほしい・家事を手伝ってほしい

⑰保育所・認定こども園等

⑱一時預かり事業

⑲病児保育事業

⑳ファミリー・サポート・センター事業

㉑ひとり親家庭等日常生活支援事業

㉒ショートステイ事業

㉓トワイライトステイ事業

| 子どもが安全安心に過ごせる居場所を知りたい

㉔児童厚生施設(児童館・児童センター・児童遊園)

㉕放課後児童クラブ

㉖地域子ども教室

㉗子どもの学習・生活支援事業(生活困窮世帯・ひとり親世帯)

㉘子ども食堂

## ◆自立の支援

㉙県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさき ※離婚前の方のご利用が半数以上

㉚母子生活支援施設

㉛生活困窮者自立支援制度 ㉜生活保護制度

## ◆社会的養護(さまざまな事情で子どもを育てられない)

㉝里親・ファミリーホーム・特別養子縁組

㉞乳児院

㉟児童養護施設・児童心理治療施設・障害児施設

## 3

# 保護者の就労支援

子育て中の生活の安定のために、  
ご家庭の状況に応じて、きめ細やかな就労の支援を行っています。



妊娠・出産 > 乳幼児 > 小学生 > 中学生 > 高校生等 > 大学生等

## ③全世帯への就職支援(ハローワーク)(※国)

### 無料職業相談

- ◎自己分析サポート ◎履歴書の書き方サポート
- ◎職業訓練の相談 ◎面接対策など

### 無料職業紹介

- ◎求職者と求人企業のニーズをマッチング

### 雇用保険制度

- ◎失業給付  
失業された方や教育訓練を受けられる方などに支給されます。
- ◎公共職業訓練  
失業給付を受給している求職者を対象に無料で行われます。  
(テキスト代等の実費は負担)
- ◎教育訓練給付制度  
一定の条件を満たした方が厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合に、支払った学費のうち、20%(最大10万円)が支給される制度です。

### 求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない求職者が職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度
- ◎無料の職業訓練(求職者支援訓練等)
- ◎職業訓練受講給付金の支給  
一定の要件を満たす場合、受講手当(月額10万円)、通所手当、寄宿手当が支給されます。
- ◎きめ細やかな就職支援

## ④ひとり親世帯への就労支援(※県や市町)

### 高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士など専門的な資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、生活費が支給されます。

(非課税世帯)月額10万円  
(その他世帯)月額 7万円

### 自立支援教育訓練給付金

国が指定した講座費用の6割が支給されます。  
※雇用保険の教育訓練給付金の対象者は、その差額分が支給されます。

### 母子父子自立支援プログラム策定事業

個々の状況に応じた「支援プログラム」を策定し、  
きめ細やかな支援を行います。

### 高卒程度認定試験合格支援給付金

ひとり親家庭の保護者またはお子さんが、高卒程度認定試験のための講座(通信講座を含む)を受け、修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支援します。

### 県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさき

- ◎履歴書等の書き方サポート、面接対策
- ◎無料のスーツ貸し出し
- ◎メイクのサポート
- ◎ハローワークへの同行
- ◎資格取得のための講習会  
(PCや介護福祉士等)
- ◎養育費の無料相談
- ◎弁護士の無料相談
- ◎日常生活の無料相談など

## ⑤生活困窮世帯への就労支援(※県や市町)

### 生活困窮者自立支援制度

すぐに就労が難しい方について、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 ◎相談や助言 ◎職業訓練 ◎ハローワークへの同行 など

# 経済的支援

子育て中の生活の安定のために、各種手当や貸付金など、さまざまな経済的支援を行っています。



妊娠・出産 > 乳幼児 > 小学生 > 中学生 > 高校生等 > 大学生等

## ◆妊産婦への経済的支援

- ③妊産婦健診の助成
- ④税金の軽減(医療費控除)

## ◆社会保険制度による支援

- 出産育児一時金
- 社会保険料の免除
- 出産手当金
- 失業給付の受給延長手続き
- 育児休業給付金

## ◆子育て世帯への経済的支援

- ⑥児童手当(中学生まで)
- ⑦子ども医療費の助成
- ⑧予防接種費用の助成

- ⑨放課後児童クラブ利用料の助成
- ⑩ながさき子育て応援の店パスポート
- ⑪生活福祉資金貸付金

## ◆ひとり親世帯への経済的支援

- ⑪児童扶養手当(18歳まで)
- ⑫ひとり親家庭医療費の助成
- ⑬公営住宅の特定目的住宅
- ⑭減免や割引

- ⑮税金の軽減(ひとり親控除)
- ⑯民間団体による支援  
(つなぐBANK・夢ランドセル事業)
- ⑰母子父子福祉資金貸付金

## ◆病気や障害をもつお子さんへの経済的支援

- ⑭各種障害者手帳
- ⑮障害児福祉手当(20歳まで)
- ⑯特別児童扶養手当(20歳まで)
- ⑰各種医療費の助成
- ⑱日常生活用具の給付・貸与

- ⑲補装具の購入・修理
- ⑳補聴器の購入・助成
- ㉑減免や割引
- ㉒税金の軽減(障害者控除)

## ◆生活(お金)に困ったときの経済的支援

### ⑤助産施設

経済的理由で入院・出産ができない方の出産を援助

### ⑤母子生活支援施設

DVなど生活上の問題を抱えた母子が入所し、自立に向けて援助

### ⑤公営住宅

県や市町の低所得世帯向けの賃貸住宅

## 第1のセーフティネット

### ⑤社会保険制度

病気やが、出産、障害、失業など、働くないリスクに備えて、国民があらかじめ保険料を出し合い、リスクに見舞われた方に、必要なお金やサービスが支給される制度

医療保険・年金保険・介護保険  
雇用保険・労災保険

### ⑤生計困難者レスキュー事業

生活保護などの公的救済まで待てない方などに、食材提供や公共料金の支払いなどの支援(社会福祉法人による取組)

### ⑤母子父子福祉資金貸付金

ひとり親世帯向けの無利子や低金利の貸付。「生活費」「住宅費」「転居費」「結婚費」「教育費」「事業資金」「就職支援資金」など

### ⑤生活福祉資金貸付金

低所得世帯向けの無利子や低金利の貸付。「生活費」「住宅入居費」「教育費」など

## ⑤求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者が職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度

## 第2のセーフティネット

### ⑤生活困窮者自立支援制度

「現在は生活保護を受給していないが至る恐れがある方で、自立が見込まれる方」を対象に、様々な面で支援する制度

- ①あなただけの「支援プラン」をつくります
- ②住まいに関する支援をします
- ③仕事に就き経済的に自立するまで支援します
- ④家計の立て直しを助言し支援します
- ⑤子どもの学習や進学について支援します

## 第3のセーフティネット

### ⑤生活保護制度

最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度

生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助  
介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助

# 主な相談窓口（行政関係）

子育て中には、子どものこと、生活のこと、仕事のことなど多くの困り事を抱えてしまいます。行政には、さまざまな相談窓口がありますので、一人で抱え込まずに、ご自身が相談しやすい場所や方法で、お気軽にご相談ください。



相談内容	問い合わせ先	ガイドブック 該当ページ
妊娠・出産・産後・ 子どもの発育のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町(子育て世代包括支援センター等)</li> <li>●県立保健所</li> <li>●県にんしんSOS</li> </ul>	P75 P76 P87
子育てのこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町(子育て世代包括支援センター等)</li> <li>●児童相談所</li> <li>●民生委員・児童委員</li> <li>●スクールカウンセラー</li> <li>●スクールソーシャルワーカー</li> <li>●通っている幼稚園や保育所等の先生、学校の先生</li> </ul>	P75 P78 P86 P83 P83 —
学校生活や進路 (将来のこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールカウンセラー</li> <li>●スクールソーシャルワーカー</li> <li>●スクールネット@伝えんば長崎</li> <li>●24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)</li> <li>●通っている幼稚園や保育所等の先生、学校の先生</li> </ul>	P83 P83 P84 P84 —
家庭内の心配ごと (虐待・DV・ひきこもりなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童相談所 ※虐待・しつけなど</li> <li>●女性相談窓口(婦人相談所等) ※DV・夫婦間のトラブルなど</li> <li>●県子ども・若者総合相談センター・ゆめおす ※ひきこもり・ニートなど</li> </ul>	P78 P79 P85
生活のこと (生活費や学費などお金のこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールソーシャルワーカー</li> <li>●福祉事務所</li> <li>●自立相談支援機関</li> <li>●社会福祉協議会</li> </ul>	P83 P77 P81 P82
仕事のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワーク</li> <li>●自立相談支援機関</li> <li>●県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさき</li> </ul>	P80 P81 P87
ひとり親家庭のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所(母子父子自立支援員)</li> <li>●県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさき</li> <li>●母子福祉団体(母子会)</li> </ul>	P77 P87 P86
どこに相談すれば よいかわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●つなぐながさき・県子どもの貧困総合相談窓口</li> </ul> <p>※支援者(保育士・教員・学童支援員・SSWなど)の方からのご相談もお待ちしています。</p>	P88

ページ数は「NAGASAKIこどもの夢応援ガイドブック【全体版】」のものです。

右ページのQRコードより【全体版】を開き、該当する番号をお調べください。

詳しい内容は、NAGASAKIこどもの夢応援  
ガイドブック【全体版】をご覧ください。

NAGASAKI  
こどもの夢応援ガイドブック  
【全体版】QRコード



NAGASAKI  
子どもの夢応援  
ガイドブック



 長崎県  
Nagasaki Prefectural Government

発行／長崎県福祉保健部 こども政策局 こども家庭課  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
電話:095-824-1111(代表)